

造船業再生基金補助金実施要領

令和8年2月25日
国海産第853号

第1 趣旨

本実施要領は、安定供給確保支援法人（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第31条第1項に規定する安定供給確保支援法人をいう。以下「補助事業者」という。）が、造船業再生基金補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条に基づき、国からの補助金を受けて、認定供給確保事業者（経済安全保障推進法第10条第1項に規定する認定供給確保事業者をいう。以下同じ。）が認定供給確保事業（同法第11条第1項に規定する認定供給確保計画（以下単に「認定供給確保計画」という。）に従って行われる特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業をいう。）を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付に係る事業を実施するための造船業再生基金（以下「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、造船業再生基金事業（以下「基金事業」という。）を実施するために必要な手続等について定めるものである。

第2 業務内容

補助事業者は、基金を造成して、本実施要領第3に定める基金事業を実施するものとする。

1. 基金の造成

補助事業者は、交付要綱に基づき、国からの造船業再生基金補助金（以下「補助金」という。）を受けて基金を造成するものとする。

2. 基金の基本的事項の公表

補助事業者は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、定期的な見直しの時期、基金事業の目標について、基金造成後速やかに公表するものとする。

3. 基金事業に係る報告等

(1) 補助事業者は、基金事業を終了するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国庫補助金等相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算出根拠、基金事業に関し、国が定める短期目標・中期目標を踏まえた進捗状況その他の実施状況等について、翌年度の6月30日までに国土交通大臣（以下「大臣」という。）に報告しなければならない。この場合において、基金事業に係る短期目標及び中期目標は、今後、国土交通省において定めるものとする。

る。

- (2) 補助事業者は、経済安全保障推進法第34条第8項の規定により、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後6か月以内に大臣に提出しなければならない。
- (3) 補助事業者は、基金事業開始から事業終了までの間、基金の管理・運用及び基金事業の実施の方法に重要な変更の必要性が生じた場合や基金事業の継続が困難になった場合は、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、基金事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰いだ上で、必要に応じて、基金事業に係る契約の相手先又は助成金の交付先（以下「間接補助事業者」という。）に対し改善等の指導を行うものとする。

4. 基金の管理・運用方法

- (1) 補助事業者は、次の方法により基金に属する資金を管理・運用するものとする。
 - ① 基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に大臣の了解を得るものとする。
 - ② 基金の運用については、経済安全保障推進法第34条第4項に基づき、以下の方法によることとし、これ以外による場合は事前に大臣の了解を得るものとする。
 - ・国債その他主務大臣の定める有価証券の取得
 - ・銀行その他主務大臣の定める金融機関への預金
 - ・信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）
- (2) 経済安全保障推進法第34条第3項に基づき、基金の運用によって生じた利子その他の収入金（間接補助事業者から、取得財産の処分に伴う収入その他の収入が得られた場合、これらの収入を含む。）は、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。
- (3) 補助事業者は、間接補助事業者から助成金の返納があった場合には、その返納額を基金に繰り入れるものとする。
- (4) 基金事業に要する経費は別表第1によるものとする。
- (5) 基金からの支払に当たっては、支払額、その明細及びその根拠を示す書類を整え、実施するものとする。

なお、大臣は、必要に応じて、補助事業者に基金の残高等に関する資料の提出を求めることができるものとする。
- (6) 補助事業者が実施する業務のうち、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分については、委託・外注を行ってはならない。また、補助事業者が実施する業務に係る費用のうち委託・外注の額の合計の割合が50%を超える場合は、事前に大臣の了解を得るものとする。
- (7) 補助事業者は、自身が実施する業務を委託・外注する場合は、相見積もりを取

り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定しなければならない。相見積もりを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合等、競争性のない方法による場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を作成しなければならない。

- (8) 補助事業者は、自身が実施する業務を委託・外注（契約金額100万円未満は除く。）する場合、業務の実施に要した経費の精算処理（契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみ支払いを行うことをいう。以下同じ。）を実施しなければならない。
- (9) 精算処理（委託先・外注先及びそれ以下の委託先・外注先を含む。以下同じ。）において、一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、8%を上限とする。また、精算処理を行う委託先・外注先からさらに再委託・再外注を行う場合には、一般管理費の算定対象とする経費に再委託・再外注の経費（精算処理の対象か否かを問わない。）を含むことはできない。
- (10) 補助事業者は、自身が実施する業務を委託・外注（契約金額100万円未満は除く。）した場合は、当該業務に係る履行体制図（契約相手先名、契約金額、業務範囲等を記載したものをいう。以下同じ。）を、事業開始時及び毎年度末経過後速やかに大臣に提出しなければならない。
- (11) (10)の履行体制図は、事業開始時及び事業終了までの毎年度同時期（年度途中の大幅な変更があった場合はその時点を含む。）に、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす具体的なおそれがある場合を除き、国土交通省ホームページで公表するものとする。

5. 基金の残額の扱い

補助事業者は、基金事業の終了時において、基金に残余额がある場合は、これを国庫に返還するものとする。

6. 基金管理の実施が困難となった場合の報告

補助事業者は、基金管理の実施が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

7. 基金管理の終了又は変更等

- (1) 大臣は、補助事業者が経済安全保障推進法第40条第1項に基づく主務大臣の許可を受けて、安定供給確保支援業務のうち基金事業に係る業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合又は次に掲げる場合には、基金の管理・運用又は基金事業の全部若しくは一部について廃止又は変更を命ずることができる。
 - ① 補助事業者が、法令、交付要綱、本実施要領又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - ② 補助事業者が、基金を本実施要領に定める基金事業以外の用途に使用した場合
 - ③ 補助事業者が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合

- ④ 経済安全保障推進法第41条第1項又は第2項の規定により主務大臣が補助事業者の同法第31条第1項に基づく指定を取り消した場合
 - ⑤ 経済安全保障推進法第41条第3項の規定又は同法第7条の特定重要物資の指定解除により主務大臣が補助事業者の同法第31条第1項に基づく指定を取り消した場合
 - ⑥ 前5号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 大臣は、(1)の廃止又は変更を命じた場合には、補助事業者に対して、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。
- (3) (2)の期限内に基金に充当がなされない場合には、大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。
- (4) 補助事業者は、基金管理の終了後において、間接補助事業者から基金への返還があった場合には、これを国庫に返還しなければならない。

8. 基金の検査等

- (1) 大臣は、基金の管理・運用及び基金事業の実施の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又はその職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 大臣は、(1)の検査等により、法令、交付要綱又は本実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
- (3) 大臣は、基金事業の適正な遂行のために必要があると認めたときは、(1)の検査等のほか、補助事業者が行う委託先・外注先（それ以下の委託先・外注先を含む。）又は間接補助事業者に対して、(1)の検査等を行うことができるものとし、補助事業者は当該検査等の実施に必要な措置を講じるものとする。

9. 重要な変更の報告

補助事業者は、基金の管理・運用又は基金事業の指導監督に影響を及ぼし得る変更があった場合は、速やかに大臣に報告しなければならない。

10. 余剰金の返還等

- (1) 大臣は、8.(1)又は(3)に基づく検査等の結果、基金に余剰があると認めるときは、補助事業者に対し、余剰金の返還を求めることができる。
- (2) 補助事業者は、(1)に基づく余剰金の返還請求を受けたときは、速やかに余剰金を国庫に返納しなければならない。
- なお、余剰金の計算に疑義がある場合は、別途大臣と協議を行うものとする。
- (3) 補助事業者は、(1)に基づく余剰金の返還請求を受けたときのほか、経済安全保

障推進法第34条第6項の規定による命令を受けたときは、別途主務大臣が定める額を国庫に返納しなければならない。

第3 基金事業

補助事業者は、基金を用いて、基金事業を実施するものとする。

1. 基金事業の目的等

本基金事業は、補助事業者が、安定供給確保支援業務（経済安全保障推進法第31条第3項第1号、第3号及び第4号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に限る。）を行うものである（認定供給確保事業者が認定供給確保計画において補助事業者による助成金の交付の支援措置を希望している場合に限る。）。本基金事業を終了する時期は令和16年度とする。

2. 基金事業の実施に係る規則等

補助事業者は、基金事業の実施に当たり、国土交通省担当課室（以下「国土交通省」という。）に対して事前に相談を行った上で、速やかに、経済安全保障推進法第33条第1項及び第2項に基づく安定供給確保支援業務規程を定め、大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。その際、補助事業者は、安定供給確保支援業務規程において、同法第10条第3項又は第11条第3項において準用する同法第9条第6項の規定による通知があった場合に、補助事業者が間接補助事業者に対して行う交付決定の取消しに係る内容及びこれに基づき請求する助成金の返還額に関しては、大臣からあらかじめ指示を受けた上で、当該指示に従い、交付決定の取消又は助成金の返還請求を実施することについても定めることとする。

なお、助成金交付の補助率は別表第2に定める各区分に応じた補助率の上限以内とし、具体的な助成金交付の補助率は、認定供給確保計画ごとに、あらかじめ大臣から指示を受けることとし、また、助成金交付の対象経費に含めることに疑義があるものについては、あらかじめ大臣に協議するものとする。

3. 基金事業の実施体制等

(1) 補助事業者は、基金事業の円滑な実施のため、以下の対応を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ① 基金事業の契約、助成金の交付、検査、支払手続及び進捗状況管理に係る業務
- ② その他基金事業の実施に係る業務

(2) 具体的な実施体制の構築及び変更に当たっては、国土交通省に対して事前に相談しなければならない。

なお、大臣が実施体制に不十分な点があると判断した場合には、変更を指示し、これを踏まえ、補助事業者は実施体制の変更を行うものとする。

4. 基金事業の実施

(1) 実施状況の把握と国への報告

- ・補助事業者は、適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を間接補助事業者に対して求め、基金事業の実施状況（基金事業に係る契約及び助成金交付の状況、各委託事業及び助成事業の実施状況等をいう。以下同じ。）の把握に努めるものとする。
- ・補助事業者は、基金事業の実施状況について、適時適切に大臣に報告するものとする。

(2) 間接補助事業者等の指導

- ・補助事業者は、基金事業の実施状況を踏まえ、間接補助事業者に対して、必要に応じて改善等の指導及び助言を行うものとする。大臣は、必要と判断した場合には、補助事業者又は間接補助事業者に対して、基金事業の実施状況の報告を求め、必要に応じて改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。

(3) その他

- ・補助事業者は、認定供給確保計画の事業期間に行う認定供給確保事業に対して助成金の交付をすることができる。
- ・補助事業者は、基金事業の実施に際し知り得た情報や作成した資料等（提案資料など採択審査に関する資料、契約及び助成金交付に関する資料、進捗状況管理などに関する資料、その他間接補助事業者から提出された資料を含む。）について大臣から要求があった場合には、速やかに共有しなければならない。
- ・補助事業者は、基金事業の実施方針等について大臣から指示があった場合には、従わなければならない。

5. その他

- (1) 補助事業者における基金事業の実施に関して、基金事業の間接補助事業者が他者に損害等を与えた場合、補助事業者は、これに要する費用については、補助事業者の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないことができるものとする。
- (2) 補助事業者は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難しい事由が生じたとき、又は本実施要領に記載のない細部については、大臣と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

附 則

本実施要領は、令和8年2月25日から施行する。

別表第1

基金事業に要する経費の区分

区分	内容
安定供給 確保支援 事業費 (船体に 係るも の)	認定供給確保事業者(間接補助事業者)が認定供給確保事業(間接補助事業)を行うために必要な経費であって、先進的な施設・設備・技術の導入に要する次の経費に充てるための助成金(間接補助金) <ul style="list-style-type: none"> ・調査・試験・分析・検証等費用 ・設計費 ・材料費 ・設備費(ネットワーク連繋、オペレーティングシステム構築の費用を含む) ・運搬費 ・工事費(基礎工事、仮設・撤去、付帯工事、工事管理の費用を含む) ・用地買収交渉費 (経済安全保障推進法第31条第3項第1号関係)
	認定供給確保事業者(間接補助事業者)が認定供給確保事業(間接補助事業)を行うために必要な経費であって、先進的な研究開発・実証に要する次の経費に充てるための助成金(間接補助金) <ul style="list-style-type: none"> ・調査・試験・分析・検証等費用 ・設計費 ・材料費 ・設備費(ネットワーク連繋、オペレーティングシステム構築の費用を含む) ・運搬費 ・工事費(基礎工事、仮設・撤去、付帯工事、工事管理の費用を含む) ・用地買収交渉費 ・労務費(研究員、補助員の費用を含む) ・その他経費(旅費、諸経費を含む) ・委託費・共同研究費 (経済安全保障推進法第31条第3項第1号関係)
	補助事業者が次の業務を行うために必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・安定供給確保支援事業の対象とする特定重要物資等の安定供給確保に関する情報の収集及び公表 ・安定供給確保支援事業の対象とする特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談への対応 (経済安全保障推進法第31条第3項第3号及び第4号並びにこれらの附帯業務関係)
業務管理費	補助事業者が補助事業を執行するために必要な人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費(維持・保守費、開発費含む)、広報費、印刷費(資料作成費含む)、雑役務費、委託・外注費、租税公課、一般管理費、その他国土交通省が必要と認める経費

別表第2

基金事業の実施に係る助成金交付の補助率の上限

区分		助成金交付の補助率の上限
安定供給確保支援事業費 (船体に係るもの)	助成事業費 (設備投資)	船体の供給能力の向上に資する設備・施設であって、製造工程の自動化・省人化に資するもの：1/2 船体の供給能力の向上に資する設備・施設（上記に該当するものを除く。）：1/3
	助成事業費 (研究開発)	我が国船主の需要（将来的な需要を含む）への対応又は船体の供給能力の強化に資する研究開発であって、船体を供給する事業者への成果の導入見通しがついているもの又は我が国及び同盟国・同志国の経済安全保障の確保に資するもの：1/2 ※我が国及び同盟国・同志国の経済安全保障の確保に資する研究開発の円滑な実施に十分留意し、必要に応じて柔軟な対応を行う。